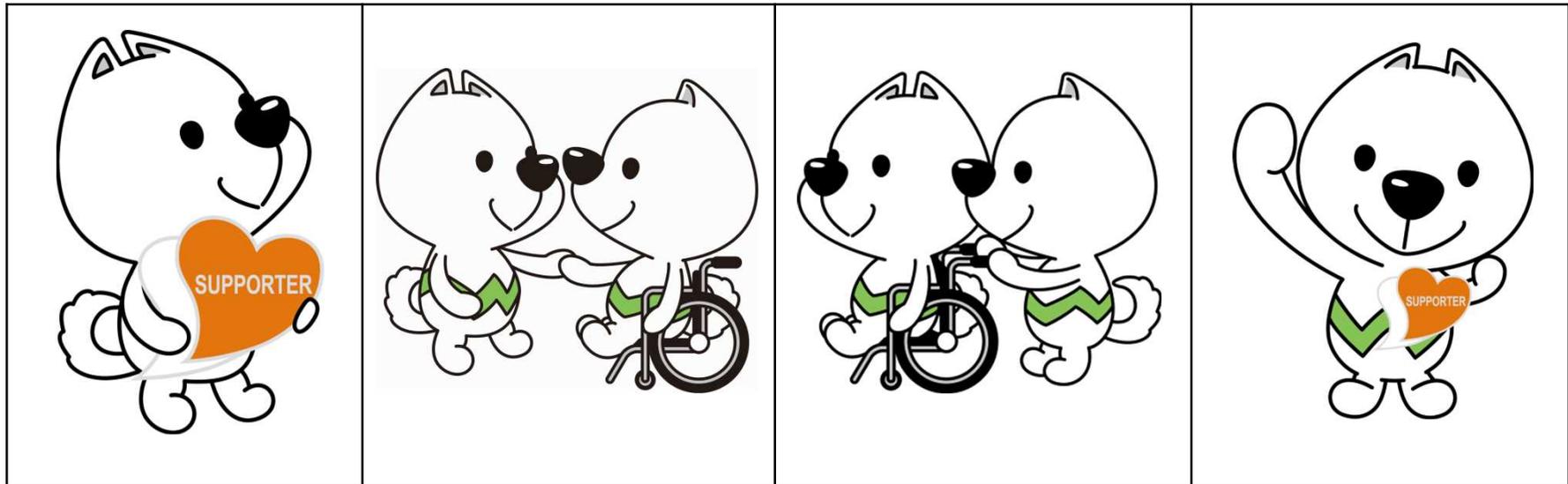


障害者差別解消法について



和歌山県 福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課

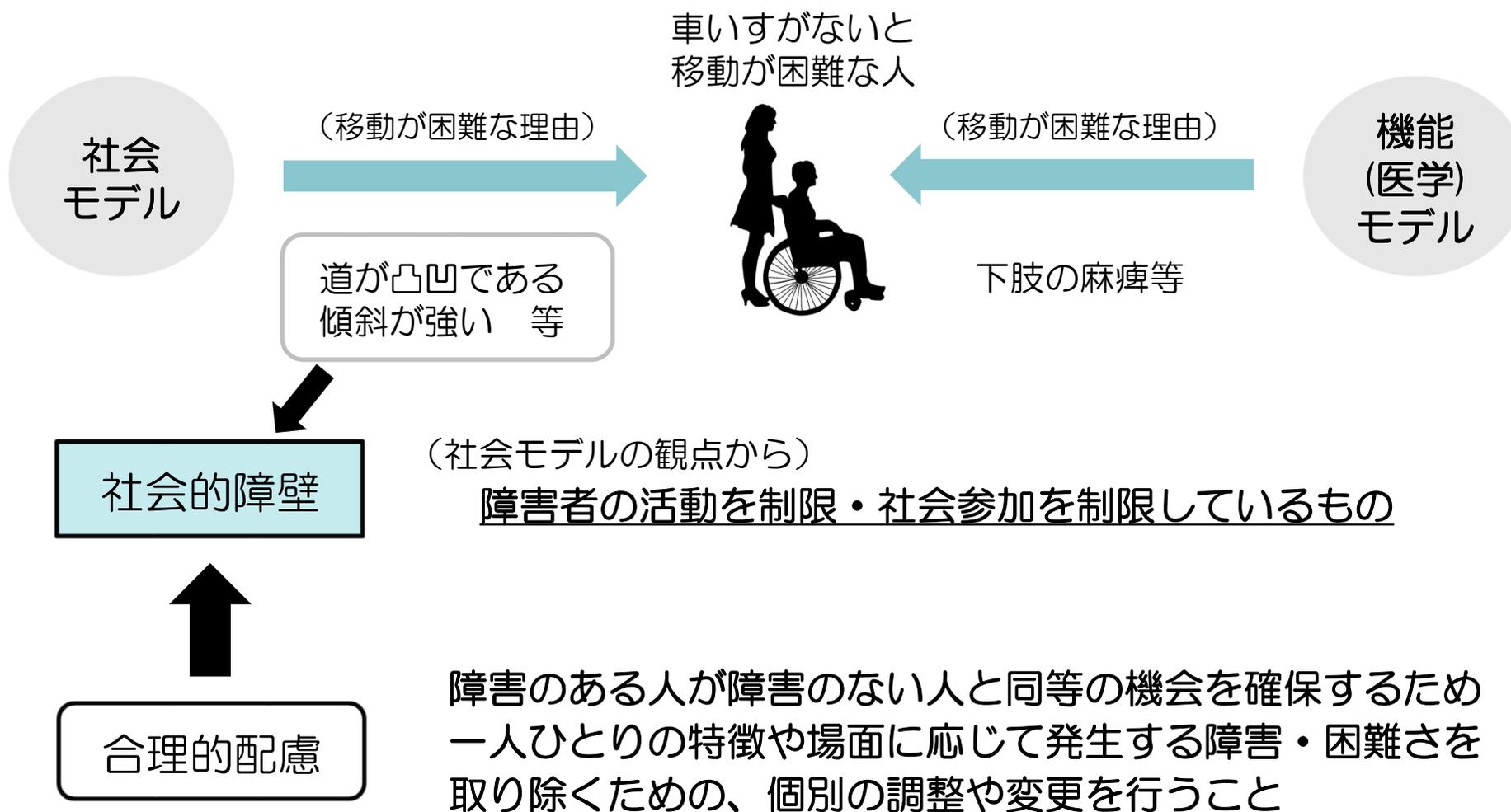
障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者基本法第2条
障害者差別解消法第2条

障害のある人を取りまく社会的障壁①

●社会モデル（障害の捉え方）の発想 → 「社会的障壁」と「合理的配慮」



障害のある人を取り巻く社会的障壁②

社会における 事物

- ・ 物理的なバリア

たとえば・・・
道路の段差、階段
使いづらい施設
など

制度

- ・ 制度的なバリア

たとえば・・・
利用しにくい制度、
資格や免許の制限
など

慣行

- ・ 文化、情報の
バリア

たとえば・・・
障害のある方の存
在を前提としてい
ない慣習
など

観念

- ・ 意識（心）の
バリア

たとえば・・・
偏見、思いこみ
など

社会的障壁を取り除く

共生社会の実現

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）をつくることを目的とした法律です。

この法律では、行政機関等及び民間事業者による「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を行うこととしています。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者(※) ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※令和3年6月4日、改正障害者差別解消法が公布。令和6年4月1日から民間事業者による障害者への合理的配慮が法的義務になります！

不当な差別的取扱い

事務又は事業に関する条件や事情が同じであり、また、正当な理由がないにも関わらず、障害のある人を区別、排除、制限など不利に取り扱い、権利利益を侵害すること。

※ 正当な理由に相当する場合とは

障害のある人に対して、障害を理由として行った障害のない人と異なる取扱いの目的が正当で、かつ、その目的のためにやむを得ないといえる場合。



不当な差別的取扱いの具体例

サービスや各種機会を提供しない取扱い

- 障害を理由に窓口での対応を断る。
- 聴覚障害のある人に手話通訳や筆談を利用せず、口話のみで説明する。
- 「分からないだろう」と思い込み、知的障害のある人にくわしく説明しない。
- 障害を理由に講演会やイベントへの参加を断る。

サービスや各種機会の提供に当たり場所や時間帯を制限する取扱い

- 時間がかかると考えて、障害のある人の対応を後回しにする。

障害のない人には付さない条件を付ける取扱い

- 特に必要がないにも関わらず、付添い者の同行を求める。また、必要があるにも関わらず、付添い者の同行を拒む。

障害に関連する取扱い

- 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れている障害のある人の入店を断る。

合理的配慮

障害のない人と同等の機会を確保するために、障害のある人から社会的障壁の除去について申し入れ等があった場合、過重な負担を伴わない範囲でサービス等の変更や調節を行うこと。

過重な負担に当たるかは、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。

【判断の視点】

- 事務又は事業への影響の程度
- 実現可能性の程度
- 費用負担の程度



合理的配慮の例①（視覚障害のある人）

申出等

弱視のため商品をタブレットで撮影・拡大して確認したいのだが、店内での撮影は禁止されている。

対応

視覚障害を補うための撮影は認めることとした。

申出等

駐車場から店舗までの通路にある点字ブロックの上に他のお客さんの自転車が置かれており立ち往生してしまった。

対応

店舗まで店員が案内するとともに、点字ブロック上の自転車は駐輪場へ移動させた。

申出等

整理券を取り、受付の順番になると自分の整理番号がモニターに表示される仕組みであるが、表示されても気付くことができない。

対応

受付の担当者が整理番号を把握しておき、順番になった時に声掛けを行った。

申出等

買いたい商品があるが、陳列棚のどこに置いてあるか、また価格はいくらのかが分からない。

対応

商品が置いてあるところまで案内し、価格や機能などの情報表示を読み上げて、伝えた。

合理的配慮の例②（聴覚障害のある人）

申出等

病院の待合室で診察順を待っている時、呼び込まれても分からない。

対応

通常は、診察室から次の受診者の名前を呼んでいるが、待合室の座席まで呼びに行くようにした。

申出等

会員登録の内容を変更したいのだが、受付が電話のみのため手続きを行うことができない。

対応

受付用ではないが他の業務で使っているFAXがあったので、そちらに新しい登録事項を連絡してもらい変更手続きをした。

申出等

飲食店では、メニュー表への指差して注文しているが、細かい希望を伝えることが難しい。

対応

麺類を扱っているお店で、これまでは注文された麺類を出すだけだったが、筆談ボードを使うことによって、「固い麺か柔らかい麺か」、味付けについて「辛口か甘口か」など店員が聞けるようになり、他のお客さんと同じように細かい注文にも対応できるようになった。

申出等

法律相談の申込みが本人からの電話のみとなっているが、聴覚・言語障害があるため本人から申込みができない。

対応

本人からメールで申込みをしてもらい、その返信で日程を連絡することとした。当日は、筆談を交えて相談を実施した。

合理的配慮の例③（肢体不自由のある人）

申出等

飲食店で車いすのまま着席したい。

対応

机に備付けの椅子は、片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した。

申出等

申込書類に自分で記入することができず、同行者もいないので、店員に代筆してほしい。

対応

十分に本人の意向を確認した上で、店員が代筆による記入を行った。この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように他の店員が立ち会った。

申出等

店舗の出入口が押し引きして開けるドアのため、一人で出入りするのが難しい。

対応

出入口に着いたところで店舗に電話をかけて来店したことを伝えるようにしてもらい、店員がドアの開閉を行った。

申出等

障害により指を動かすのが難しく、会計の時に財布から小銭を取り出すのに手間取ってしまう。

対応

申出があったことから、本人によく確認しつつ、店員が代わりに小銭を取り出して会計を行った。

合理的配慮の例④（内部障害のある人、難病に起因する障害のある人）

申出等

内部障害があり光に対して感覚過敏があるので、レストランの座席に合理的配慮をしてほしい。

対応

日の当たらない座席を用意した。日の当たらない座席が用意できない場合はカーテンやブラインドを閉めることとした。

申出等

検定試験中に薬と水を机の上に置くことと、試験中に服薬することを認めてほしい。

対応

試験監督者が事前に確認を行った上で、机の上に置いて試験中に服薬することを認めた。

申出等

難病が原因で身体障害があり、カウンターが高く、立った姿勢を保つのが難しいので、座ったまま（低いカウンター）で手続きをしたい。

対応

窓口のスタッフが待合室の座席に行き、手続きを行うこととした。

申出等

下肢機能障害と排尿障害があるため、劇場を利用する際に一定の対応をしてほしい。

対応

本人の希望に基づき出入口付近に座席を確保し、途中の入退室等をしやすいようにした。

合理的配慮の例⑤（知的障害のある人）

申出等

イベント会場において、知的障害のある子供が、発声やこだわりのある行動をしてしまう。

対応

会場のスタッフが母親から、子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取り、落ち着かない様子ときは個室に誘導するなどの対応をした。

申出等

初めて行く歯科医院だと、極度に施術を怖がってしまう。

対応

事前に相談があったので、施術室の椅子に座って歯磨きの仕方に関する話をするなど、施術をしないで場に慣れるだけの機会を設けた。

申出等

知的障害のある子供が買い物の会計時に待つことができず、動き回ったり騒いだりしてしまう。

対応

会計場所に椅子を持って行き、「ここに座って待っていようか」と声をかけ、親の会計が終わるまで、いつも同じ場所に椅子を置くようにしたところ、その後は会計が終わるまで一人で椅子に座って待ってられるようになった。

申出等

契約時の要望などを自分で説明することが難しいため、同行する介助者から話を聞いてほしい。

対応

個人情報にも関わることなので通常は本人から聞くことになっているが、必要に応じて介助者から説明を聞くことにした。

合理的配慮の例⑥（精神障害のある人）

申出等

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。

対応

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。

申出等

障害の状況によっては、セミナー参加中に情緒不安定になってしまうことがある。

対応

情緒不安定になったときには、落ち着くまで一人になれる場所へ移動して休むことができるようにした。

申出等

ポイントカードの申込書類の記入に長い時間を要するので、店舗へ行ってからその場で記入するのは気が引けてしまう。

対応

事前に申込書類を渡しておき、店舗に来るときに記入済みのものを持参していただくことにした。

申出等

オンラインセミナー参加時に対人緊張が強く、人前で話をするのが難しい。

対応

自身の姿を映すカメラをオフにし、緊張が緩和された後、落ち着いて学習できるようセミナー内容の録画と静止画の撮影を認めることにした。

和歌山県障害者差別解消条例

県では、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

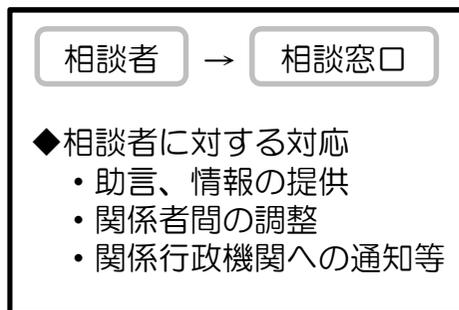
【条例概要】

● 障害を理由とする差別の禁止

- 何人も、障害を理由として差別や権利利益を侵害してはならない
- 県及び事業者は、不当な差別的取扱いをしてはならない
- 県及び事業者は、障害者からの申出により、負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない（事業者による合理的配慮の義務化は令和6年4月1日施行）

● 障害を理由とする差別を解消するための体制

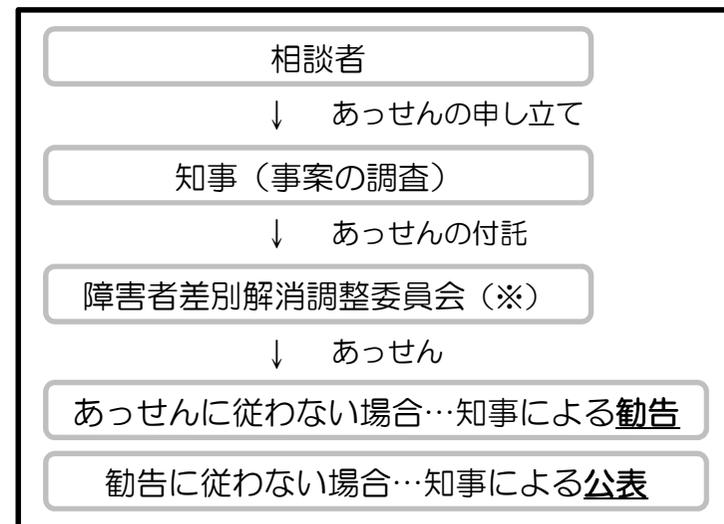
〈相談体制〉



※障害者差別解消調整委員会

紛争解決のため、学識経験者や障害者、事業者により構成される機関

〈紛争解決の体制〉 ※令和6年4月1日施行



相談によっても解決に至らない場合

障害者等用駐車区画利用証制度

- 障害者等用駐車区画の利用対象者を明確にするために、県が利用証を交付
- 登録された障害者等用駐車区画を利用する際に利用証を掲示

障害者等用駐車区画の適正利用を推進し、
移動に配慮を要する人が安心して利用できる環境づくり

● 障害のある人	長期 (5年)
● 難病患者	
● 要介護高齢者	
● 妊産婦 ※	短期 (1年以内)
● けが人	
● その他	

※ 多胎児妊産婦については、産後18カ月まで



長期用（5年）



短期用（1年）

ヘルプマーク

外見からは障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマーク

<対象>

内部障害のある人、難病患者
知的障害のある人、発達障害のある人
精神障害のある人、義足を使用している人
など



ヘルプマークを見かけたら・・・

- ・ 電車・バスの中で、席をお譲りください。
 - ・ 駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。
 - ・ 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。
- みなさんのご理解と御協力をお願いいたします

貴重なお時間をいただきありがとうございました。

和歌山県では、企業・団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、気軽にお問合せください。



《問合せ先》 和歌山県障害福祉課計画調整班
TEL：073-441-2532
FAX：073-432-5567